

# 会 費 規 程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人釧路地方法人會（以下「本會」という。）の定款第7条の規定に基づき、この法人の會費の收納に関し必要な事項を定めるものとする。

(会 費)

第2条 本會の年会費額は、「別表1」のとおりとする。

2 前項の會費については、理事會が相当の事由があると認めるときには、これを免除することができる。

(會費の使途)

第3条 前条の會費は、毎事業年度における合計額の20%以上を当該事業年度の公益目的事業に使用する。

(會費の納期)

第4条 會費の納入は年1回とし、請求後3ヵ月以内に納入しなければならない。ただし、新規會員は、入會時に納入するものとする。

2 會費の納入方法は、原則として會員が指定する金融機関の口座から會費月額に12を乗じたものを年額とし、自動引落しにより納入する。ただし、自動引落しを希望しない場合は、金融機関を利用しての振込みによることができる。

(中途入會の會費及び納期)

第5条 事業年度の中途に入會した會員の当該事業年度の會費年額は、入會の日の属する月の翌月から年度末までの月数による。

2 前項の會費の納入は、請求書の到着後すみやかに納入するものとする。

(會費の滞納)

第6条 會員が定款第10条第1項第1号に該当すると判断した場合、1ヶ月前に文書により催告し、催告に応じないときは會員資格を喪失する。

(その他)

第7条 この規程に定めのない事項については、理事會の決議を経て取り扱うものとする。

附 則

1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

2 この規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。

「別表1」

	資本金	月 額	年 額
正 会 員	300万円以下	450円	5,400円
	300万円超 500万円以下	600円	7,200円
	500万円超 1000万円以下	900円	10,800円
	1000万円超 5000万円以下	1,300円	15,600円
	5000万円超	1,700円	20,400円
	公益法人、医療法人、NPO	900円	10,800円
	管内に事業所(支店・営業所・出張所)を有する法人	900円	10,800円
	同族(同一代表者・住所)2社目以降の法人	100円	1,200円
賛助會員	上記以外の事業所(支店・営業所・出張所)及び個人など	450円	5,400円